



島根県報

令和5年6月16日（金）

号外第76号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（3件）

（道路維持課） 2

告

示

島根県告示第417号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町朝原1441番1地先から同地先まで	前	メートル 14.01～ 14.09	メートル 16.00	災害復旧工事 拡幅
			後	15.77～ 21.67	16.00	
"	"	出雲市佐田町朝原1448番3地先から同地先まで	前	15.97～ 18.89	26.50	災害復旧工事 拡幅
			後	18.08～ 21.51	26.50	
"	"	出雲市佐田町朝原1470番1地先から同地先まで	前	2.95～ 3.32	14.00	災害復旧工事 拡幅
			後	2.95～ 19.14	14.00	
"	"	出雲市佐田町朝原1469番地先から同地先まで	前	4.14～ 5.40	34.50	災害復旧工事 拡幅
			後	19.45～ 21.62	34.50	
"	"	出雲市佐田町朝原1469番地先から同地先まで	前	4.26～ 4.37	14.30	災害復旧工事 拡幅
			後	10.93～ 20.50	14.30	

"	"	出雲市佐田町朝原283番 16地先から同地先まで	前	17.06～ 19.07	22.80	出雲県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	17.06～ 21.69	22.80		
"	"	出雲市佐田町朝原1457 番3地先から同地先まで	前	8.25～ 16.09	25.70		災害復旧工事 拡幅
			後	11.88～ 16.52	25.70		
"	"	出雲市佐田町朝原1528 番9地先から同地先まで	前	13.53～ 19.47	11.10		災害復旧工事 拡幅
			後	13.53～ 24.49	11.10		
"	"	出雲市佐田町朝原1529 番7地先から同地先まで	前	7.73～ 11.05	80.90		災害復旧工事 拡幅
			後	11.05～ 40.76	80.90		
"	"	出雲市佐田町朝原1124 番1地先から同地先まで	前	8.07～ 11.51	11.90		災害復旧工事 拡幅
			後	11.51～ 25.55	11.90		
"	"	出雲市佐田町朝原1542 番1地先から同地先まで	前	7.12～ 9.67	14.60		災害復旧工事 拡幅
			後	7.12～ 53.93	14.60		

島根県告示第418号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県 道	白上横田線	益田市白上町イ1361番9地先から同町イ1379番7地先まで	前	メートル 2.80～ 11.50	メートル 302.00	益田県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 トリプルウェイ	
		益田市白上町イ1361番9地先から同町1376番6地先まで		B	22.80～ 79.60		332.53
		益田市白上町イ1361番9地先から同町イ1379番7地先まで	後	A	2.80～ 11.50		302.00
		益田市白上町イ1361番9地先から同町1379番7地先まで		B	18.81～ 79.60		529.22
		益田市白上町イ1379番7地先から同町イ1359番1地先まで		C	7.43～ 85.33		218.68

島根県告示第419号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考				
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長						
県道	益田澄川線	益田市美都町笹倉1508番11地先から同市下波田町757番1地先まで	前	A	メートル 6.47～ 49.32	1,604.23	益田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管		
				B	7.00～ 93.60				1,180.00	
			後	B	7.00～ 93.60	1,180.00				
〃	三隅美都線	益田市美都町宇津川ハ1054番3地先から同ハ1091番13地先まで	前	A	3.60～ 25.87	681.87			益田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.25～ 65.64	585.12				
			後	B	8.25～ 65.64	585.12				